

## 函館市消費生活センターの概要

担当部局	函館市市民部くらし安心課（電話：0138-21-3189）
所在地	函館市美原1丁目26番8号 亀田支所1階内
目的	市民の消費生活の安定および向上を図る。
事業概要	消費生活センターの管理運営，目的に資する事業の実施に関する事，その他の業務に関する事。
開所時間等	<p>①開所時間 9：00～17：30</p> <p>②相談受付時間 月曜日～金曜日 9：00～16：00</p> <p>③休所日 土曜日・日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>※ただし，市長が必要と認めるときは，変更することができる。</p>
施設概要	<p>①開設年月日 昭和49年11月22日 令和5年9月（亀田支所に移転）</p> <p>②建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建</p> <p>③施設面積 56㎡</p> <p>④施設の内容 事務室，相談ブース，情報発信コーナー</p>
指定管理者が行う業務内容	<p>①施設目的に資する事業の実施に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務</li> <li>・商品テスト業務</li> <li>・情報発信，普及啓発および消費者教育事業 など</li> </ul> <p>②維持管理に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・備品等の管理業務</li> <li>・災害時等における連絡調整等業務 など</li> </ul> <p>③その他の市長が定める業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁への通知</li> <li>・物価調査業務</li> <li>・利用者アンケート等の実施</li> <li>・報告・統計業務 など</li> </ul>
施設管理運営経費	市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。
条例	函館市消費生活センター条例
現指定管理者	特定非営利活動法人 函館消費者協会